

インバウンド対応力向上に向けた事業者支援事業に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 適用

本要領は公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が実施する「インバウンド対応力向上に向けた事業者支援事業」について、委託者を公募型の提案審査型随意契約（プロポーザル方式）により選定するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

（1）事業名

インバウンド対応力向上に向けた事業者支援事業

（2）事業内容

別紙仕様書のとおり

（3）事業期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

（4）委託限度額

2,349,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 提案書作成に関する留意点

（1）費用負担

企画提案等の応募に関わる全ての経費は、参加事業者の負担とする。

（2）提出書類の取り扱いおよび著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属するものとし、協会が参加事業者に無断で本募集以外の目的での提出書類の使用ならびに情報の提供を行わない。

（3）特許権

提案内容に含まれる特許権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている権利を使用した際に生じた責任は、参加事業者が負うものとする。

（4）複数提案の禁止

参加事業者は、複数の提案を行うことはできない。

（5）提出期限の厳守

提出期限後の提出および再提出は認めない。

（6）虚偽の記載の禁止

提案書へ虚偽の記載は禁止とし、虚偽の記載が確認された場合は、提出した企画提案書は失格とする。

（7）関係者との接触の禁止

本要領に関する問合せは協会に行うこと。また、応募に関する質問や書類の提出などを除き、本業務に従事する職員との本申請に関連する接触を禁止する。

(8) 言語

提出書等に使用する言語は日本語とする。

4 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) プロポーザル公募開始 | 令和7年4月23日（水） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和7年5月15日（木） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和7年5月21日（水） |
| (4) 参加に係る企画提案等書類提出期限 | 令和7年5月28日（水） |
| (5) 企画提案書の審査（プレゼンテーション） | 令和7年6月5日（木） |
| (6) 選考結果の通知（受託候補事業者決定） | 令和7年6月6日（金） |
| (7) 契約締結および事業履行開始 | 令和7年6月上旬 |

※審査会等日程が変更となる場合は、参加事業者に対し事前に通知を行う。

5 説明会

本事業に関する説明会は開催しない。

6 質問および回答

(1) 提出期限

令和7年5月15日（木）17時まで

(2) 提出方法

- ① 質問書（任意様式）により、電子メールにて提出すること。電話、FAX、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名に「インバウンド対応力向上に向けた事業者支援事業」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で協会観光事業部インバウンド推進室にメール着信を確認すること。
- ④ 提出先については、7（2）⑤のとおり。

(3) 回答方法

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和7年5月21日（水）に協会公式ホームページにて公開する。

7 提案の手続き等に関する要件

(1) 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、下記①～⑥に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- ① 仙台市に本店（本社）または支店（支社）があること。
- ② 仙台市競争入札参加資格者名簿へ登載されていること。
- ③ 当該業務を適確に遂行する能力を有し、円滑な履行体制が整備されていること。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続き開始、又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 仙台市税等の滞納をしていないこと。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（２）参加に係る必要書類の提出

①提出書類：

【参加に係る申請書類】

- ・参加申込書（様式集第1号様式1）
- ・誓約書（様式集第1号様式2）
- ・その他（会社概要や団体等の詳細が分かる資料）

【参加に係る企画提案等書類】

- ・企画提案書（任意様式）

企画提案書は別紙仕様書を遵守の上、下記の観点を踏まえて構成すること。

また、書類はA4判片面印刷とし、カラー印刷も可能。表紙と目次を除き 30ページ以内で提出すること。

ア) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号およびFAX番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

イ) 目次

ウ) 与件の整理

- ・業務の趣旨や目的
- ・内容の理解と課題の整理
- ・基本的な考え方と提案する業務内容

エ) 業務の全体計画

- ・業務全体の流れ
- ・業務実施のスケジュール

オ) 業務の実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

カ) 業務実績

官民間わず、これまで実施した代表的な業務が分かる資料を提出すること。

キ) 見積書

- ・本事業に対する見積書（消費税及び地方消費税を含む）
- ・明細書として項目毎に区分し、金額を記載すること。

②提出部数：7部

③提出期限：令和7年5月28日（水）17時まで

④提出方法：

企画提案を行う者は、持参又は郵送により提出し、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに提出すること。郵送の場合は、封筒に「企画提案書在中」の旨を記載し、書留郵便などの配達記録が分かる方法により、期限までに到達するように提出すること。

⑤提出先：

公益財団法人仙台観光国際協会 観光事業部インバウンド推進室 橋本
住所：仙台市青葉区一番町3-3-20 京阪仙台一番町ビル6階
電話：022-268-9568 / FAX：022-268-6252
メールアドレス：inbound@sentic-sendai.jp

(3) 参加資格の喪失

参加事業者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- ① (1) の参加資格を満たさなくなった場合
- ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、9(4)の審査委員会が失格と認めた場合
- ④ 参加事業者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑤ 参加事業者プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合

8 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することが出来ないと協会が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる一切の経費は協会に請求できない。

9 提案の審査方法及び契約の方法

(1) 企画提案の審査

審査は非公開とし、企画提案書に基づいた参加事業者のプレゼンテーションによる審査を実施する。但し、応募が多数となった場合は、9(4)の審査委員会により書類選考による一次選考を行うものとし、別途通知する。

(2) プレゼンテーション

参加事業者プレゼンテーション審査を次のとおり実施する。

日 時：令和7年6月5日（木）14時から（予定）

場 所：公益財団法人仙台観光国際協会 4 階会議室

(仙台市青葉区一番町 3-3-20 京阪不動産仙台一番町ビル 4 階)

出席者：3 名以内

※プレゼンテーションに関する詳細は別途通知する。

(3) 実施方法

①参加事業者プレゼンテーション及び補足説明

※事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は 原則として認めないものとする。

※1 参加事業者あたりの持ち時間は、20 分以内（説明 10 分、質疑応答 10 分）とし、協会が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。

②質疑応答

③その他

ア) プレゼンテーションに使用することを目的とした P C 等の持ち込みは可能とする。

イ) プロジェクターは協会が準備する。なお、端子はミニ D-sub15 ピンとする。

(4) 審査委員会の設置

①審査委員会及び事務局の設置

参加事業者から提出された提案書の審査を行い、受託候補事業者の決定を行うため、審査委員会を設置する。また、事務局は協会に設置するものとする。

②審査委員会の構成

審査委員会は、協会及び仙台市文化観光局の職員からなる審査委員により構成する。

(5) 審査の決定方法

上記（4）の審査委員会が、プレゼンテーションをふまえ、提案書の内容について、（7）の審査項目を（6）の方法によって総合的に評価し、優れていると判断される事業者を 1 者選定し受託候補事業者とする。

(6) 審査の評価方法

①1 点から 5 点までの 5 段階評価で採点を行い、委員による配点の合計点数（合計 100 点）を集計のうえ、委員間で協議し、決定する。

②同一点数により 1 者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「事業の実現性と適確性」と「事業の独自性と手法」の合計点数が最も高い企画提案者を受託候補者として特定する。「事業の実現性と適確性」と「事業の独自性と手法」の合計点数も同点の場合には、見積額の最も低い企画提案者を受託候補者として特定する。

※採点基準

5：特に優れている、4：優れている、3：普通、2：劣っている、1：特に劣っている

(7) 審査項目

審査は次の項目により評価するものとする。

項目	内容	配点
事業目的との整合性	・ 事業内容が事業の目的に対し、より効果が見込まれる魅力的な内容となっているか ・ 仕様書や要領に基づいた内容となっているか	10 点
事業の実現性と適確性	・ 事業内容が現実的、かつ具体的で実施可能であるか ・ 事業実施の知識や技術、ネットワーク、実績があるか ・ 事業の手順や方法、スケジュール、実施体制が十分であるか	25 点
事業の継続性と発展性	・ 支援対象事業者の自走化に向けた支援策であり、適切かつ効果的な内容となっているか ・ 支援対象事業者のインバウンド対応状況を把握し、地域のインバウンド力の向上につながる適切な支援を提案しているか	15 点
事業の公平性と分析力	・ 支援対象事業者やインバウンドのニーズ、仙台市のターゲット市場を勘案した支援策を選定しているか ・ 事業の効果測定及び分析がしっかりと実施内容に組み込まれているか	15 点
事業の独自性と手法	・ 業務の目的を実現するために仕様書に記載以外の独自提案があるか、また、その内容は効果的か ・ 支援においてストーリー性やテーマ性が感じられるか ・ 他社とは異なる特性やノウハウ等を十分に活用するなど、企画内容に独自性及び工夫があるか	25 点
費用の妥当性	・ 提案内容に応じた所要額が適切な額に見積られているか ・ 提案の合理性や適確性等、総合的に適正な額といえるか	10 点

(8) 審査結果

- ①審査を受けた各事業者に対し、令和 7 年 6 月 6 日（金）にメールまたは電話にて審査結果を通知する。また、同日文書による結果通知を発送する。
- ②非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から 5 日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く）に協会宛に持参、送付、FAX、電子メールいずれかの方法で問合せを行うこと。書式は自由とするが、A4 版縦長で作成すること。
その翌日から 7 日以内（土曜日、日曜日および祝日を除く）に、書面により回答する。

10 契約方法

受託候補事業者は協会と契約を速やかに締結し、着手届（協会指定様式）を提出後、事業を実施する。

11 完了報告

受託事業者は企画提案書に基づいた事業完了後、下記提出書類一式を協会へ提出し報告を行う。

[完了報告書類]

- ・完了届（協会指定様式）
- ・完了報告書（任意様式・電子媒体及び紙媒体で各1部）

12 支払い方法

協会は事業完了後、上記「11 完了報告」により提出された報告書類一式の検査を経て委託料を受託事業者に支払うものとする。

13 契約に関する事項

- （1）契約については、受託候補者と契約内容について協議し、業務委託契約を締結する。
なお、受託候補者との契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。
- （2）決定された企画提案書の内容は、契約時に採用することを基本とするが、そのまま実施することを担保するものではなく、業務内容および委託費について、委託者および受託者の協議の上、業務委託限度額の範囲内で変更する場合がある。
- （3）仕様書は、本業務において必要とされる想定項目を示したものであり、契約締結にあたっては、提案書等の内容の範囲内において変更を行う場合がある。
- （4）本業務の契約は、協会の指示により業務内容の変更等が生じ、履行期間若しくは業務委託料の変更が必要になった場合に限り、変更することができる。

14 その他

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）参加申込後に辞退する場合には、参加に係る必要書類の提出期日までに辞退届（任意書式）を提出すること。
- （3）本要領について疑義が生じた場合は、協会の解釈による。